

桂川フェスティバル出店要項(ver.6.0)

(1) 趣旨

この要項は、桂川フェスティバルへの出店に際し、出店者が守るべき事項、その他の必要な事項について定めるものとする。

(2) 出店目的

桂川フェスティバルは「川でつなげる想い・感動・未来」をコンセプトとし、出店を希望する者は、人と人とを繋ぐ出会いや絆を大切に、桂川フェスティバルに積極的に参加することによって、「まちづくりプラットフォーム鄙の会」を主体に桂川の流域である上野原市民及び相模原市民・大月市民相互の交流や多世代の交流を図る場所を創ることを目的とする。

また商工業者は、併せて出店を通して消費者ニーズをとらえ、サービス精神と想像力を活性化させ、商工業の振興を図ることとする。

(3) 出店時間等 ※変更となる場合がございます。最終決定は出店者説明会にて行います。

1. 出店時間

平成30年5月13日(日) 9:00~16:00 小雨決行

※火気使用者は、9:00までには必ず消防署の立会検査を受けられるように準備をしてください。(厳守)

2. 開催時間

平成30年5月13日(日) 9:00~16:30 小雨決行

3. 物品搬入時間(車両を使用する場合)

平成30年5月13日(日) 7:00~8:45

4. 物品搬出時間(車両を使用する場合)

平成30年5月13日(日) 16:30以降

※車両を使用せず、手運びの場合は搬入・搬出時間の制限はありません。

(4) 出店基準

1. 出店料

① ステージ周辺エリアでの出店は、出店内容に関わらず1区画につき**17,000円**

(テント・机・椅子の貸出し、準備・片付け料として2,000円を含む)

② ①以外のエリアでの飲食関係・食品物販(生鮮品・加工食品等)・サービス関連(マッサージ施術や美容関係)の出店は、1区画につき**3,000円**

③ ①以外のエリアの非食品物販(雑貨等)の出店は、1区画につき**1,000円**

④ 上野原市内および近隣地域の社会福祉・医療関係・ボランティア団体、その他の啓発活動関連のブース出店は無料(対象店舗については実行委員会にて決定します。また、テント・机・椅子の貸し出しは無料としますが、準備・片付けにはご協力をお願いします)

※出店料等は、出店者説明会時に支払うこと

※お酒の販売は本部以外の店舗はできません(未成年者への販売を取締まることを目的に本部のみが取扱います)

※物販の制限:遊戯などで、著しく射幸心を煽る類の出店は禁止します(実行委員会の判断に従っていただきます)

2. 区画

1出店1区画を基本とし、区画面積は、幅2,7m×奥行2,7mとする。

ただし申し出があった場合は2区画まで出店することができる。

3. テント・机・椅子等

①、④の出店者はフェスティバル開催中、貸し出した備品の管理について責任を持つこととする。

(備品の破損や紛失等については、誓約書に記載のとおりとする。)

②、③の出店者はテント・机・椅子等は各自用意し、設営及び撤去するものとする。

テント等の管理については、出店者が責任を持つこととする。

4. 電気・ガス設備

全ての出店者において、電気・ガス設備は、各自で用意・設営及び撤去するものとする。

(5) 暴力団等排除について

下記の項目に一つでも該当するものがある場合、申し込み及び出店ができないものとする。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
2. 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
3. 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
4. 暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
5. 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
6. その他、反社会的勢力と認められるもの

(6) 消火器の設置義務について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、液体燃料、固形燃料、気体燃料で火気を使う器具(石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等)、電気を熱源とする器具(器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの、赤熱部分が露出しているもの)を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することが義務付けられた。よって、**対象となる火気器具等を使用する者は、必ず消火器を設置すること。また、桂川フェスティバル当日に消火器の確認ができない場合は、その時点で出店できないものとする。**

※消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器とする。水バケツ、エアゾール式簡易消火器及び住宅用消火器は該当しない。なお使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものを使用すること。

※詳細については別紙で確認すること。

(7) 火気による事故に備えた施設賠償責任保険への加入について

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、出店により生じる第三者への損失補償に備えるため、**施設賠償責任保険(1出店につき460円別途徴収)に必ず加入すること。**ただし使用に際し、「6」に掲げる火災発生のおそれのある器具を使用しない場合は、この限りではない。

※保険内容

- 身体賠償 1人につき 5千万円 ・ 1事故限度額5億円
- 財物賠償 1千万円

(8) 飲食物の取り扱いについて

1. 飲食物を販売する場合、取り扱う食品は原則、簡単に調理でき、加熱・殺菌工程がある食品に限定され、極力販売する直前に加熱するものとする。おにぎりや刺身等、直接手指が触れたり、直前の加熱がないものの取り扱いは避けること。また、色々な食品を扱うことは避け、桂川フェスティバル当日に調理・消費できるものにする。
2. 食材に関して保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理すること。
3. 食中毒の予防やPL保険(生産物賠償責任保険)の加入等の対策、発生時の対処等は出店者の責任で行うこと。
4. 保健所への届出は主催者が取りまとめて行うこととする。

※詳細については別紙で確認のうえ、「提供食品の概要」用紙に必要事項を記入し、【出店申込兼誓約】書と併せて提出すること。

(9) その他

1. 出店希望者は、**平成30年3月30日(金)午後5時**までに必要書類を下記宛にメールまたは、FAX で送信すること。
2. 出店申込書の内容と、出店の実態が異なること。異なる内容の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。
3. **出店者説明会に出店責任者が参加できない場合は、出店できないものとする。**この説明会にて出店者証・駐車券等を配布する。※出店責任者が参加できない場合は代理人でも可。
4. 出店場所については、出店者説明会時、申し込みの先着順に相談のうえ決定するものとする。
5. 出店料等は、出店者説明会時に、釣銭のないように支払うこと。
6. 出店中、搬入・搬出時の事故等は出店者の責任とし、主催者は一切責任を負わないものとする。
7. 出店者は、主催者から提出を求められた資料について提出期限を守ること。
期限が守れない場合は、出店できないものとする。
8. 出店を取りやめた場合、出店料等は返金する。ただし**平成30年4月11日(金)午後5時**以降の取りやめについては返金しないものとする。
9. 申し込み後の内容変更等についても、**平成30年4月11日(金)午後5時**以降一切できない。
10. 雨天時や、新型インフルエンザ等の流行型感染症の蔓延、自然災害、テロ行為等による事故や犯罪等で桂川フェスティバルの開催を中止した場合は、**出店料の返金のみ行い、仕入れ費用等の補償はしないものとする。**
11. 会場を汚さないように心がけること。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等して気を付けること。また、汚した場合は責任を持って清掃すること。
12. 会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。

【出店に関するお問い合わせ・申込書送信先】

Tel : 090-3694-2314(桂川フェスティバル実行委員長 坂本)

Fax : 0554-63-5536

Mail : katurariver@gmail.com

